

令和 8 年 9 月 9 日

富士宮市議会定例会議案

富 士 宮 市

目 次

報第14号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報第15号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報第16号	富士宮市土地開発公社の令和7年度事業決算の報告について
報第17号	公益財団法人富士宮市振興公社の令和7年度事業決算の報告について
報第18号	令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
認第1号	令和7年度富士宮市歳入歳出決算認定について
認第2号	令和7年度富士宮市水道事業決算認定について
認第3号	令和7年度富士宮市下水道事業決算認定について
認第4号	令和7年度富士宮市病院事業決算認定について
議第55号	令和7年度富士宮市下水道事業剰余金の処分について
議第56号	富士宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第57号	富士宮市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議第58号	富士宮市用水運営審議会設置条例の全部を改正する条例制定について
議第59号	富士宮市立病院整備基金条例制定について
議第60号	共立蒲原総合病院組合規約の変更について
議第61号	富士宮市立黒田小学校屋内運動場改築工事（建築工事）請負契約の締結について
議第62号	富士宮市立上野小学校ほか2校屋内運動場空調設備設置業務委託契約の締結について
議第63号	富士宮市立東小学校管理教室棟等改築工事（電気設備工事）請負契約の変更について
議第64号	市道路線の認定について
議第65号	令和8年度富士宮市一般会計補正予算（第4号）

- | | |
|----------|--|
| 議第 6 6 号 | 令和 8 年度富士宮市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) |
| 議第 6 7 号 | 令和 8 年度富士宮市介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) |
| 議第 6 8 号 | 令和 8 年度富士宮市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算 (第 1 号) |
| 議第 6 9 号 | 令和 8 年度富士宮市水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 議第 7 0 号 | 令和 8 年度富士宮市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) |

報 第 1 4 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告
に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 8 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て、 地 方 自 治 法（ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 7 月 2 9 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 損 害 賠 償 額 | 9 3 , 0 3 8 円 |
| 2 | 事 故 発 生 年 月 日 | 令 和 8 年 4 月 2 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 富 士 宮 市 万 野 原 新 田 3 2 4 1 番 2
2 級 市 道 琴 平 御 殿 原 線 |
| 4 | 事 案 の 概 要 | 市 道 を 走 行 し て い た 相 手 方 車 両 が、
路 面 の 穴 に タ イ ヤ を 落 と し、 当 該 車
両 の 右 前 部 の バ ン パ ー 等 を 損 傷 さ せ
た も の |
| 5 | 損 害 賠 償 及 び
和 解 の 相 手 方 | <div></div> <div></div> |
| 6 | 和 解 事 項 | 今 後、 本 件 に つ い て 裁 判 上 及 び 裁 判
外 に お い て、 一 切 の 請 求 を 行 わ な い。 |

報 第 1 5 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 の 専 決 処 分 報 告
に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 9 号

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て、 地 方 自 治 法 （ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 8 月 1 5 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 損 害 賠 償 額 | 2 5 9 , 1 3 8 円 |
| 2 | 事 故 発 生 年 月 日 | 令 和 8 年 7 月 7 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 富 士 宮 市 山 宮 3 6 7 8 番 地 の 4
清 掃 セ ン タ ー 駐 車 場 |
| 4 | 事 案 の 概 要 | 駐 車 場 内 に お い て 公 用 車 が 後 退 し た
際、後方に駐車中の相手方車両に接
触し、当該車両の左後部のバンパー
等を損傷させたもの |
| 5 | 損 害 賠 償 及 び
和 解 の 相 手 方 | <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> |
| 6 | 和 解 事 項 | 今 後、本件について裁判上及び裁判
外において、一切の請求を行わない。 |

報 第 1 6 号

富 士 宮 市 土 地 開 発 公 社 の 令 和 7 年 度 事 業 決 算
の 報 告 に つ い て

富 士 宮 市 土 地 開 発 公 社 の 令 和 7 年 度 事 業 決 算 に つ い て 、
地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 2 4 3 条 の 3 第
2 項 の 規 定 に よ り 、 別 紙 の と お り 報 告 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

報 第 1 7 号

公益財団法人富士宮市振興公社の令和7年度
事業決算の報告について

公益財団法人富士宮市振興公社の令和7年度事業決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年9月9日 報告

富士宮市長 須 藤 秀 忠

報 第 1 8 号

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年
法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に
より、令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙
のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 9 日 報告

富士宮市長 須 藤 秀 忠

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11. 82)	— (16. 82)	3. 4 (25. 0)	— (350. 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」となる。
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

2 資金不足比率

(単位：％)

会 計 の 名 称	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	— (20. 0)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下 水 道 事 業 会 計	— (20. 0)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
病 院 事 業 会 計	— (20. 0)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」となる。
- 2 括弧内は、本市の経営健全化基準
- 3 表中「令」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)をいう。

議 第 5 5 号

令和 7 年 度 富 士 宮 市 下 水 道 事 業 剰 余 金 の 処 分
に つ い て

地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 2 9 2 号 ） 第 3 2 条
第 2 項 の 規 定 に よ り 、 令 和 7 年 度 富 士 宮 市 下 水 道 事 業 剰 余
金 を 下 記 の と お り 処 分 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

1 処 分 す る 剰 余 金

未 処 分 利 益 剰 余 金

2 処 分 の 方 法

未 処 分 利 益 剰 余 金 2 4 4 , 6 9 8 , 5 9 0 円 の う ち
5 4 , 6 1 9 , 4 0 8 円 を 資 本 金 に 組 み 入 れ る 。

議 第 5 6 号

富 士 宮 市 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

富 士 宮 市 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改
正 す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例

富士宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 5 0 年富士宮市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議 第 5 7 号

富 士 宮 市 監 査 委 員 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改
正 す る 条 例 制 定 に つ い て
富 士 宮 市 監 査 委 員 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

（富士宮市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 富士宮市監査委員に関する条例（昭和39年富士宮市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第125条若しくは第243条の2の8第3項」を「法第125条若しくは第243条の2の9第3項」に改める。

（富士宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 富士宮市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富士宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（富士宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 富士宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年富士宮市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議 第 5 8 号

富 士 宮 市 用 水 運 営 審 議 会 設 置 条 例 の 全 部 を 改
正 する 条 例 制 定 に つ い て
富 士 宮 市 用 水 運 営 審 議 会 設 置 条 例 の 全 部 を 改 正 する 条 例
を 別 紙 の と お り 制 定 する。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市用水運営審議会設置条例

富士宮市用水運営審議会設置条例(昭和35年富士宮市条例第17号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 富士宮市のかんがい用水の適正な運営及び管理を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富士宮市用水運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士宮市のかんがい用水の運営及び管理に関する事項について調査審議し、意見の答申を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者

(任期等)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了する日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の費用弁償及び報酬並びに支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年富士宮市条例第12号）中、専門委員の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部河川課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年10月11日から施行する。

議 第 5 9 号

富 士 宮 市 立 病 院 整 備 基 金 条 例 制 定 に つ い て
富 士 宮 市 立 病 院 整 備 基 金 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市立病院整備基金条例

(設置)

第1条 富士宮市立病院（以下「病院」という。）の施設及び設備の整備に係る繰出金の財源に充てるため、富士宮市立病院整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てるものは、次のとおりとする。

- (1) 予算で定めた額
- (2) 寄附金
- (3) 基金から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 基金は、病院の施設及び設備の整備に係る繰出金の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 第 6 0 号

共 立 蒲 原 総 合 病 院 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 2 8 6 条 第 2
項 の 規 定 に よ り 、 共 立 蒲 原 総 合 病 院 組 合 規 約 を 別 紙 の と お
り 変 更 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

共立蒲原総合病院組合規約の一部を変更する規約

共立蒲原総合病院組合規約（昭和40年静岡県指令地第30号）の一部を次のように変更する。

第12条の次に次の章名を付する。

第4章 組合の経費

第13条第1項中「財産より生じる」を「財産から生ずる」に、「関係市の分賦金」を「関係市からの負担金及び補助金」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「その他の特別の事情があるとき」を加え、同条第2項中「分賦金」を「負担金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の補助金の負担割合その他必要な事項は、関係市の協議によりこれを定める。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

経費区分	関係市	負担割合
第3条第1号に係る経費（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の3第3項において準用する第17条の2第1項の経費に限る。）	静岡市	次の1から3までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 人口割 負担金を支弁する年度の前年の4月1日（以下この表において「同日」という。）における静岡市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳をいう。以下この表において同じ。）に基づく人口（以下この表において「静岡市の人口」という。）を静岡市の人口と同日における富士市の住民基本台帳に基づく人口（以下この表において「富士市の人口」という。）を合計した数（以下この表において「2市の人口」という。）で除して得た数に16.8を乗じて得た数 2 利用者割 負担金を支弁する年度

		の前々年度における共立蒲原総合病院を受診した静岡市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表において「静岡市の患者数」という。）を静岡市の患者数と同年度における共立蒲原総合病院を受診した富士市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表において「富士市の患者数」という。）を合計した数（以下この表において「2市の患者数」という。）で除して得た数に63.6を乗じて得た数 3 均等割 6.45
	富士市	次の1から4までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 人口割 富士市の人口を2市の人口で除して得た数に16.8を乗じて得た数 2 利用者割 富士市の患者数を2市の患者数で除して得た数に63.6を乗じて得た数 3 所在地割 6.7 4 均等割 3.225
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数に四捨五入して得た数 均等割 3.225
第3条第2号及び第3号に係る経費（平成12年3月24日及び平成13年3月26日に借り入れた企業債に対する利息に係る経費に限る。）	静岡市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数（当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 高齢者割 静岡市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数

		2 均等割 31.32
	富士市	次の 1 及び 2 により算出した数を合計して得た数を 100 で除して得た数（当該数に小数点以下第 3 位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） 1 高齢者割 富士市の人口のうち 65 歳以上の人口を 2 市の人口のうち 65 歳以上の人口で除して得た数に 50 を乗じて得た数 2 均等割 15.66
	富士宮市	次に掲げる数を 100 で除して得た数の小数点以下第 3 位の数に四捨五入して得た数 均等割 3.02

備考 関係市の負担割合の合計が、1 に満たない場合にあっては小数点以下第 3 位の数に四捨五入して繰り上がらなかった市のうちその数が最も大きいものの負担割合に 0.01 を加えるものとし、1 を超える場合にあっては小数点以下第 3 位の数に四捨五入して繰り上がった市のうちその数が最も小さいものの負担割合から 0.01 を減ずるものとする。

附 則

- この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項に規定する関係地方公共団体の協議が成立した日から施行する。
- 改正後の共立蒲原総合病院組合規約第 13 条及び別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議 第 6 1 号

富 士 宮 市 立 黒 田 小 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 工 事

(建 築 工 事) 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

富 士 宮 市 立 黒 田 小 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 工 事 (建 築 工 事)
請 負 契 約 を 下 記 の と お り 締 結 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

1 契 約 の 目 的

富 士 宮 市 立 黒 田 小 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 工 事 (建 築 工
事)

2 契 約 の 方 法

制 限 付 き 一 般 競 争 入 札

3 契 約 の 金 額

6 1 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円

4 契 約 の 相 手 方

富 士 宮 市 弓 沢 町 6 3 5 番 地

株 式 会 社 大 石 組

代 表 取 締 役 清 哲 也

議 第 6 2 号

富 士 宮 市 立 上 野 小 学 校 ほ か 2 校 屋 内 運 動 場 空
調 設 備 設 置 業 務 委 託 契 約 の 締 結 に つ い て

富 士 宮 市 立 上 野 小 学 校 ほ か 2 校 屋 内 運 動 場 空 調 設 備 設 置
業 務 委 託 契 約 を 下 記 の と お り 締 結 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

1 契 約 の 目 的

富 士 宮 市 立 上 野 小 学 校 ほ か 2 校 屋 内 運 動 場 空 調 設 備
設 置

2 契 約 の 方 法

随 意 契 約

3 契 約 の 金 額

2 0 9 , 9 9 6 , 6 0 0 円

4 契 約 の 相 手 方

静 岡 ガ ス ・ 太 平 エ ン ジ ニ ア リ ン グ グ ル ー プ
代 表 者

富 士 市 津 田 2 6 0 番 地 の 1 2

静 岡 ガ ス ・ エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 大 川 信 二

議 第 6 3 号

富 士 宮 市 立 東 小 学 校 管 理 教 室 棟 等 改 築 工 事

(電 気 設 備 工 事) 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令 和 7 年 7 月 3 日 に 締 結 し た 富 士 宮 市 立 東 小 学 校 管 理 教
室 棟 等 改 築 工 事 (電 気 設 備 工 事) 請 負 契 約 を 下 記 の と お り
変 更 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

1 契 約 の 目 的

富 士 宮 市 立 東 小 学 校 管 理 教 室 棟 等 改 築 工 事 (電 気 設
備 工 事)

2 変 更 の 理 由

新 た に 確 認 さ れ た ス プ リ ン ク ラ ー 制 御 盤 の 劣 化 に 係
る 更 新 等 に 伴 う 増 額 の た め

3 契 約 の 金 額

変 更 前 1 7 1 , 0 5 0 , 0 0 0 円

変 更 後 1 7 9 , 5 8 6 , 0 0 0 円

4 契 約 の 相 手 方

富 士 宮 市 小 泉 2 2 1 7 番 地 の 1

株 式 会 社 日 誠 電 工

代 表 取 締 役 日 原 誠

議 第 6 4 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

道 路 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規定により、下記の路線を市道に認定する。

令 和 8 年 9 月 9 日 提 出

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	源 道 寺 町 2 3 号 線	源 道 寺 町 7 1 7 番 1 0	
		源 道 寺 町 7 2 1 番 7	

